

憲法問題委員会 2018年度 活動報告書

憲法問題
委員会
(2018年度)

委員長
大八木 成男

グローバル化、デジタル化、ソーシャル化の進展によって社会のあり方が大きく変化する中、新しい社会(Japan 2.0)を論じるにあたり、「国のかたち」たる憲法論議を避けて通ることはできないとの認識から2017年4月に憲法問題委員会が設置され、憲法改正に関する主要論点について議論を重ねた。その活動の成果として、憲法に対する基本的な考えや昨今の改憲論議で取り上げられていない重要な問題点を整理し、幅広い視点から国民的議論のきっかけとすることを目的に本報告書を発表した。

I 日本国憲法を考える

日本国憲法は簡潔かつ抽象的で、規律密度が薄い故に、法律改正や政府見解、憲法判例等で柔軟に解釈されてきた。しかし、こうした手法には、立法府や行政府に都合の良い憲法解釈が行われることの懸念と、司法府の解釈的負担から生じる憲法解釈の回避という問題がある。したがって、

主権者たる国民は、憲法そのものだけでなく、憲法を具体化した法律や憲法判例の動向にも意識を向けて、立法府や行政府、司法府に対して常に注意を払い、しっかりとチェックする必要がある。



II 激変する社会における新しい憲法論

激変する社会を反映して、あらゆる人々が、お互いの生き方や考え方を尊重しながら、共に協力して生きていく中で、憲法との関係でどのような問題が生じつつあるのかを考察し、昨今の改憲論議で取り上げられていない重要な問題点を整理した。

①経済的自由権とイノベーションの促進

・イノベーション促進のためには、何よりもスピードと、失敗に寛容な社会的エートスが必要となる。そのためには経済活動への規制のあり方を、過剰な事前規制から事後規制の強化へと変える必要があり、規制に対する審査を行う司法の役割が一層重要になる。

②これからのデータ社会のあり方について

- ・「表現の自由」を侵害する安易な規制は慎重に判断すべきである。
- ・AIによる「プロファイリング」は個人の尊厳を侵害し、民主主義を揺るがす脅威となる可能性がある。
- ・国家におけるデータ政策のあり方は「国のかたち」を巡る憲法上の論点である。

③世代間アンバランスの回避

- ・憲法25条に規定される生存権は「現在および将来の国民」にも保障されなければならない。
- ・25条に掲げられた理念を持ちながら、立法府、行政府、経済界、労働界が具体的に議論し、現実的な解決をしていかなければならない。

Ⅲ 統治機構・ガバナンスのあり方について

全ての国民が、公正かつ公平に、安心、安定した生活を送ることのできる新しい社会システムを構築するためには、人権保障を実現するための統治機構、ガバナンスのあり方を再検討することが重要である。

①二院制のあり方(参議院の役割)

- ・環境の変化が激しい時代に、両院で同じような議論を重ねるのでは意味がない。二院制を有意義な制度として維持するのであれば、「水平的機能分担」が必要となる。

②衆議院の解散

- ・内閣による解散権行使に何らかの制約や条件を課すことによって、政治の安定性を確保し、中長期的な「国のか

たち」を考えた政策論議を可能にすべきである。

③国会審議の活性化

- ・参議院の行政監視委員会の抜本的な見直しやオンブズマンの新設などによって、国会審議のあり方を抜本的に変える必要がある。

④財政規律条項・独立財政機関の導入

- ・憲法に財政規律条項を導入することや、独立財政機関の設置について議論すべきである。

⑤民主主義の根幹たる選挙制度の課題

- ・投票価値の平等実現や、若者を中心とした投票率向上への取り組みが必要である。

Ⅳ おわりに

昨今の憲法改正論議は、国民一人ひとりが目指すべき「国のかたち」を考える良い機会であるともいえ、大局観を持って新しい時代の憲法のあり方を積極的に議論すべきである。しかしながら、そこでは決して憲法を改正、もしくは維持すること自体を自己目的化すべきではない。

われわれの子孫がどのような社会で生きていくことになるのか、その大きな枠組みを決めるのが憲法である。経営者も主権者国民の一人として、激変する社会の負の影響を最小限に抑え、そのうねりに流されることなく、確固たる信念を持って日本の針路を定めていかなければならない。

補足～自由民主党の改憲4項目についての視座

①自衛隊について

- ・平和、安全、独立を確保することは国家の責務である。
- ・国連憲章では、個別的自衛権も集団的自衛権も認められている。
- ・十分なシビリアンコントロールを確保した上で、自衛のための実力組織は必要である。

②緊急事態について

- ・地政学的リスクに対処すべき国際的な課題として捉えらると、緊急事態条項は必要である。
- ・統治機構に関する国内的な課題として捉えらると、既存の法律などで対応可能。

③参議院合区解消・地方公共団体について

- ・参議院合区の解消は一人一票の平等原則に反する。
- ・43条1項には「両議院は、全国民を代表する」と規定されており、参議院のあり方について議論が必要である。(参議院は地方代表とは規定されていない。)

④教育充実について

- ・教育の充実化には賛成だが、法律で対応可能。
- ・高等教育の無償化については、公平性の観点や財政の問題などもあり困難である。
- ・89条の私学助成に関する矛盾は是正すべきである。

詳しくはコチラ

